

令和3年度 第4回金沢市屋外広告物審議会

議事録概要

日 時：令和3年12月2日（木）15：00～17：00

場 所：金沢市役所第一本庁舎7階 全員協議会室

◆次 第

1. 開会

2. 審議案件

議案第1号 ラッピングバスガイドラインの改定について

議案第2号 まちなかにおけるのぼり旗の掲出基準策定について

議案第3号 屋内広告物に対する規制強化について

3. 閉会

◆出席者

【委員】(50音順)

<○出席、●欠席>

●	浅田	久太	金沢市観光協会 理事
○	飯田	栄治	金沢学院大学 教授
○	川島	正近	石川県警察本部生活安全部生活安全捜査課長
	(代理)宮下	大輔	石川県警察本部特捜第一補佐
○	沢田	史子	北陸学院大学短期大学部 教授
●	竹内	憲一	石川県土木部都市計画課長(兼)景観形成推進室次長
○	土田	佳弘	石川県屋外広告業協同組合常任相談役兼理事
○	寺井	剛敏	金沢美術工芸大学教授
○	中島	祥博	金沢市商店街連盟会長
○	中田	廉子	公募委員
●	中出	健作	弁護士
○	福岡	澄子	公募委員
○	宮下	智裕	金沢工業大学准教授
○	山岸	敬秀	石川県建築設計監理協会 副会長
○	渡辺	幸男	石川県屋外広告士会 常任相談役兼副会長

1. 開会

2. 審議案件

(1) ラッピングバスガイドラインの改定について

事務局からの説明

【主な意見】

(会 長) これまで皆さんからご意見頂いた内容も含め、修正点を全部盛り込んだ形で、今回ご提示いただいた。何かご意見等あれば、ご発言をお願いします。

書きぶりはこうした方がいいのではとか、皆さんからご意見あれば。これまで頂いた流れは全て盛り込まれており、いただいた内容が反映されている。

(A 委員) 意見公募の意見②で、上限の撤廃ではなく、20%のように具体的な数値を明示してはどうかという意見に対しての市側の返答は、今一つ答えていない気がする。具体的な数値をなぜ示さないのか、もしくは具体的な制限を持たせないのかという答えになっていない印象がある。

(事務局) ご指摘の部分は、確かにその面もあるが、今回、撤廃というインパクトで呼び水としたいという考え方によるものである。何パーセントがいいかという話は、以前審議会でもご議論いただいたところであるが、20%など、数値に根拠があるわけでもなく、撤廃としていただいた。回答がかみ合っていないという点については、検討させていただきたい。

(会 長) そういった説明でいいと思う。数字に何も触れずに答えられると、置いていかれたという感じがしてしまうということだと思うので、聞かれた人の立場に配慮していただきたい。

では私から。色弱の方の見え方について、私たちの学校でも、カラーユニバーサルデザインを教えているし、世の中でも AB 型の人口と同じぐらいの方が色弱である、特に男性に多いと言われている。いろいろな機械やソフトウェアもあり、複雑なことではなく十分対応できると思うので、今回盛り込んだ内容で、いろいろ対応いただくのはいいと思う。

他にご意見はあるか。

無いようなので、ラッピングバスガイドラインの改定案については、原案のとおりとし、先ほど意見が出た意見公募のところは修正した上で、本審議会として、了承したいと思うが、よろしいか。

(委員一同) (賛同)

(会 長) それでは了承することとし、本審議会として市長に答申する。

(2) まちなかにおけるのぼり旗の掲出基準策定について

事務局からの説明

【主な意見】

(E 委員) 安全確保のための基準②に、「悪天候時や閉店後は必ず片付けることとし、放置しない。」となっているが、閉店後は必ず片付けるということを守っていただけか。この辺は何をもって担保するかも考えておかなければいけない。閉店後は定休日も含むだろうが、毎日営業時間が終わったら片付けていただけか、難しい

という気はする。

(事務局) 基準で「悪天候時や閉店後は必ず片付ける」、「放置しない」と書かせていただいているが、われわれものぼり旗の安全パトロールを実施しているので、そういったところを通じて、粘り強く基準を周知して、是正をお願いしていく。

閉店時、のぼり旗を片付けている店舗がある一方、閉店後はおろか 24 時間 365 日出しっ放しで、旗が傷んだり、ちぎれたままのものもあり、自分が管理するものとして、しっかりと責任をもって対応していただきたい。今後は景観面と安全面について、丁寧に周知していきたいと思っている。

(K 委員) 周知チラシのイメージを拝見した。私はデザインのセンスはないのだが、のぼり旗ということが分かりにくい。よく見たら、左上の青いものがのぼり旗だと分かったが、もう少し分かりやすいのぼり旗のイメージがあると周知のチラシとしてはいいのかなと思う。

(事務局) この場にはデザインの先生が多くいらっしゃるので、ご相談をさせて頂きながら、効果的なチラシを作っていく。

(会 長) 皆さんで検討していきたいと思う。他にあるか。

(F 委員) 安全確保の基準で、イベントや、まちの活性化のためののぼり旗はすごく大事だと思うが、私は駐車場ののぼり旗が一番気になっている。駐車場は 24 時間営業で誰もいないが、強風時に旗がちぎれたり、倒れたりしていても、そのままである。駐車場ののぼり旗はまちの活性化のためでもないし、景観的にはすごく見苦しい。駐車場は看板があり、のぼり旗がなくても駐車場ということは分かるはずだが、恒常的に同じものが設置されている。特に橋場町や兼六園の坂など、気になっている。お客さんがバスの乗り降りをするところなど、ちぎれているのは本当に見苦しい。こういった業態のものは、設置することを避けてもらうことはできないか、ずっと考えている。

(事務局) 昨年 12 月からのパトロールでも、今ご指摘いただいたように、コインパーキング等でのぼり旗が多数ある状況が確認された。コロナ禍でもあり、値下げしたという表示を出したいのと思う。この 1 年でも何回も値下げを繰り返しているコインパーキングがある。それを手短かに伝えるものとしてのぼり旗が使われていると感じた。コインパーキングは、全国チェーンの店舗と同じように、本社や本部にきちんとお伝えしながら、協力を呼び掛けたい。通常、コインパーキングの看板の色もまちなかの場合、他都市に比べ落ち着いた色に変えていただいているので、のぼり旗の掲出基準についても、お願いしていきたい。

(会 長) 今回、掲出基準を策定し、まずは世に出すことが大切であり、事業者さんにこの情報を届けることから始めていければと思う。

他にご意見はあるか。

(D 委員) チラシのイラストの件である。よく見ると、のぼり旗がセットバックして、内側に入り込んでいることが分かるが、これは重要な情報であり、実際にセットバックしてくれるのか気になる部分だ。特にコンビニ等の場合、道路境界線上に水タンクの重りを置いているのが現状で、それを内側に入れると駐車場が狭くなるため、嫌がるのではないかと思う。しかし、これは必要なことなので、もう少し

分かりやすくした方が良いと思う。以前のイラストにはセットバックの図が出ていたので、今回のチラシにも、入れた方がより良いものになると思う。

(会 長) 具体的に分かるようにということである。チラシはこれだけで独り歩きしていくので、この意見も踏まえ、検討いただきたい。

(事務局) 実際にパトロールしながら、チラシを配って周知していく。手元で目に付くものなので、伝えるべきことを分かりやすく伝えなければいけない。ご意見を踏まえ、進めていきたいと思う。

(会 長) 他にあるか。なければ、まちなかにおけるのぼり旗の掲出基準の策定について、原案のとおり、承認としたいと思うが、よろしいか。

(委員一同) (賛同)

(会 長) それでは了承することとし、本審議会として市長に答申する。

(3) 屋内広告物に対する規制強化について

(会 長) 続いて、議案第3号「屋内広告物に対する規制強化について」である。本年当初から、屋内広告物に対する効果的な規制検討会を設置し、本審議会からD委員、M委員、C委員、A委員が参加している。広告審査会、景観審議会や建物部会などの関係審議会の委員にもご参加いただいて、3回にわたって専門的かつ多角的に検討を行ってきた。その中で規制の方向性と具体的な規制内容について討議した他、実際の運用を見据えた課題認識についても検討を行った。最終的に条例改正の骨子案をパブリックコメント資料案として今回まとめたので、実際に詳細について事務局から、検討会で承認したパブリックコメント資料案を、背景を含めて、議論など併せてご説明をお願いする。

事務局からの説明

報道退席